

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.2）

（平成 27 年 4 月 30 日）」の送付について

計 33 枚（本紙を除く）

Vol.471

平成 27 年 4 月 30 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3971、3937、3949)

FAX：03-3503-7894

問 28 留意事項通知の第三の 10 の (4) の⑤の (例) について、意見・助言を受けている事例が 1 件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。(下記事例の場合に①・②のどちらになるか)

(例) 居宅サービス計画数：102 件

A 訪問介護事業所への位置付け：82 件 (意見・助言を受けている事例が 1 件あり)

①助言を受けているため正当な理由ありとして A 事業所に関する減算不要。

$82 \div 102 \times 100 \div 80.3\%$ …正当な理由として減算なし

②助言を受けている 1 件分について除外。

$81 \div 101 \times 100 \div 80.1\%$ …減算あり

(答)

居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。

問 29 居宅介護支援事業者が作成し、都道府県知事に提出する書類について、判定期間における居宅サービス計画の総数等を記載するように定められているが、サービスの限定が外れることに伴い、事業所の事務量の負担が増大することを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみ記載する等、都道府県の判断で適宜省略させても差し支えないか。

(答)

各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であることから、従前のとおり取扱うこととする。

問 30 正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。

(答)

名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

問 3 1 居宅介護支援事業所の実施地域が複数自治体にまたがり、そのうちの 1 自治体（A 自治体とする）には地域密着型サービス事業所が 1 事業所しかなく、A 自治体は、他の自治体の地域密着型サービス事業所と契約していない状況である。この場合、A 自治体の利用者は A 自治体の地域密着型サービスしか利用できないが、正当な理由の範囲としてどのように判断したらよいか。

（答）

ご指摘のケースについては、A 自治体の利用者は、A 自治体の地域密着型サービスの事業所しか利用できないことから、サービス事業所が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えない。

問 3 2 医療の「機能強化型訪問看護療養費」の要件の一つとして「指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要な利用者のうち、例えば、特に医療的な管理が必要な利用者 1 割程度について、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成していること」とあり、この趣旨は、ステーション内で医療介護の連携・調整の推進がされることについての評価である。「機能強化型訪問看護療養費」を算定している訪問看護ステーション等の場合は特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。

また、「機能強化型訪問看護療養費」を算定していない医療機関に併設された居宅介護支援事業所について、同事業所を運営する法人内に訪問看護事業所があり、連携の観点から医療（主治医）・居宅介護支援・訪問看護を同法人内で利用することが利用者にとってはメリットとなると考える。こうした偏りは正当な理由として認められるか。

（答）

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。

機能強化型訪問看護ステーションについては、「指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画が必要な利用者のうち、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定程度以上であること」とされており、その割合は 1 割程度とされているため、基本的には正当な理由なく高い集中度合で判定する特定事業所集中減算の趣旨とは異なるものと考えている。

問 3 3 留意事項通知の第三の 10 の (4) の①の「通常の事業の実施地域」について、例えば、町内の一部（市町村合併前の旧町）などのエリアに変更することは可能か？

(答)

指定居宅介護支援事業者は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）第 18 条において運営規程に通常の事業の実施地域について定めることになっており、これに基づき適切に対応いただきたい。

問 3 4 訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。

(答)

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。

問 3 5 今般の改定により特定事業所集中減算の対象サービスの範囲について限定が外れたが、1 つのサービスにおいて正当な理由がなく 8 0 % を越えた場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。

(答)

ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく 8 0 % を超えた場合は、従前のとおり減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。